

情報提供日: 令和8年6月29日

## 【県内初】市が医療機関へ直接助成金を支払う仕組みも導入し、負担を軽減 最大10万円助成！無痛分娩費用助成を開始(8/1)

龍ヶ崎市では、妊婦の皆さまが安心して出産に臨める環境づくりを進めるため、令和8年8月1日(土)から新たに「無痛分娩費用助成事業」を開始します。

本事業では、償還払いに加え、助成金を市から医療機関へ直接支払う「受領委任払い」も導入します。この方式の導入は県内自治体で初めてです。利用者にとっては、医療機関の窓口で無痛分娩費用から助成額を差し引いた金額のみを支払うことになり、一時的な高額負担の軽減につながります。

また、無痛分娩費用助成制度の導入自体も、茨城県内で5例目となる先進的な取り組みで、令和8年度は約80人の利用を見込んでいます。

近年、出産に伴う身体的・精神的負担の軽減を目的として無痛分娩を選択する人が増える一方、保険適用外となる費用負担が課題となっています。本市では、1回の出産につき上限10万円を助成し、多様な出産ニーズに応えることで、安心して出産・子育てができる環境づくりを推進します。

今後も誰もが安心して子どもを産み育てられる「やさしいまち」の実現に向け、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援の充実に取り組んでまいります。

- |         |   |
|---------|---|
| ■ 予 算   | 800万円(令和8年度)  |
| ■ 助 成 額 | 1回の出産につき上限10万円<br>ただし、1,000円未満の端数がある時は、切り捨てとする  |
| ■ 対 象 者 | 龍ヶ崎市に住民登録があり、令和8年8月1日(土)以降に出産される方で以下の要件にあてはまる方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き本市に居住する意思がある方</li> <li>・対象者及びその配偶者が市税等を滞納していない方</li> <li>・医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である方</li> <li>・住民基本台帳、市税等の納付状況の確認、無痛分娩の実施状況に関する医療機関への照会に同意している方</li> </ul> |
| ■ 対象費用  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・無痛分娩に係る麻酔技術料及び管理料</li> <li>・麻酔の持続注入による手技料・処置料及び医薬材料費</li> <li>・無痛分娩に使用した薬剤料</li> <li>・無痛分娩の実施に伴い必要と認められる検査料</li> </ul>  |
| ■ 申請方法  | 償還払いの場合は、出産後60日以内<br>受領委任払いの場合は、無痛分娩実施前に申請<br>(受付) 市役所保健福祉棟1階 こども未来部 こども家庭センター  |
| ■ その他   | チラシ   |

担当課

龍ヶ崎市 こども未来部 こども家庭センター 母子保健グループ  
 担当者:海老原・松本(えびはら・まつもと)  
 連絡先:0297-60-1558(直通)

# 無痛分娩の費用を 助成します！

最大10万円を助成

龍ヶ崎市では  
無痛分娩の費用を助成しています。

経済的な不安を少しでも減らし、  
安心して出産に臨めるようサポートします。

## 《注意事項》

- ・本事業は無痛分娩を推奨するものではありません。
- ・医療機関から無痛分娩の方法、利点や欠点など十分な説明を受け、理解したうえで自己判断により申請していただきますようお願いいたします。
- ・お支払い方法が二通りございます。受領委任払いで助成金を受ける方は、指定医療機関を選択する必要があります。受診を予定されている医療機関が対象となっているか、ホームページで必ず事前にご確認ください。

# 龍ヶ崎市無痛分娩費用助成金

## 対象者

1. 令和8年8月1日以降の出産である。
2. 龍ヶ崎市に住民登録があり、引き続き居住意思がある。
3. 対象者とその配偶者が市税等に滞納がない。
4. 医療保険各法の被保険者または被扶養者である。
5. 住民基本台帳、市民税等の納付状況の確認、無痛分娩の実施状況に関する医療機関の照会に同意している。

## 対象になる費用

1. 麻酔技術料及び管理料
2. 麻酔の持続注入に係る手技料、処置料及び医療材料費
3. 薬剤料
4. 無痛分娩の実施に伴い必要と認められる検査料

## 助成金額

1回の出産につき、**助成上限10万円**

## 申請方法

### ①償還払い

提出期限：**出産した翌日から60日以内**

1. 病院の窓口で、無痛分娩でかかった費用を**一旦全額お支払い**ください。
2. 以下のものをそろえて、こども家庭センターの窓口に提出してください。
  - ・無痛分娩費用助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
  - ・無痛分娩費用助成金実施証明書（様式第2号）
  - ・医療機関が発行した無痛分娩に係る費用の領収書及び診療明細書の写し
  - ・印鑑（スタンプ式不可）
  - ・申請者の振込口座のわかるもの（通帳またはキャッシュカード）

### ②受領委任払い

○受領委任払いとは、市が助成金を医療機関へ直接支払うため、ご本人は助成額を差し引いた差額のみを病院へ支払う制度です。

※龍ヶ崎市指定医療機関のみ利用可能です。ご利用前にホームページにて指定医療機関をご確認ください。

**提出期限：出産前まで**

1. 指定医療機関の受診時に窓口で「市の受領委任払い制度を使いたい」旨をお伝えください。
2. 出産前までに以下のものを揃えて、こども家庭センターの窓口に提出してください。
  - ・無痛分娩費用助成金受領委任払申出書（様式第4号）
  - ・印鑑（スタンプ式不可）
3. 指定医療機関で無痛分娩を実施したときは、出産時に**無痛分娩でかかった費用から助成金をひいた差額**をお支払いください。

## お問い合わせ・申請窓口

龍ヶ崎市 こども未来部 こども家庭センター

〒301-0836 茨城県龍ヶ崎市3543番地 保健福祉棟  
電話：0297-64-1111（代表）  
メール：kodomo@city.ryugasaki.lg.jp

指定医療機関など、詳しくは市のホームページをご覧ください。

